

令和6年度(2024年度)UXプロジェクト運營業務委託

基本仕様書

1 委託業務名

令和6年度(2024年度)UXプロジェクト運營業務委託

2 目的

本県では、昭和58年(1983年)に策定した熊本テクノポリス開発構想に基づき、県内企業が先進的な技術開発に積極的に取り組み、その技術水準を向上させることで地域産業の活性化を図ってきた。なかでも先端技術の集積の面では、空港周辺地域への誘致活動を積極的に行い、特に、半導体関連は世界でも有数の製造拠点に成長しているほか、自動車関連についても多くのメーカーの集積が進んでいる。これら半導体関連産業(電子部品、生産用機器)及び自動車関連産業(輸送用機器)は、本県の製造品出荷額の40%以上を占めるなど、本県経済を牽引する大きな2つの柱となっている。

本県経済が将来にわたって持続的に成長していくためには、県内総生産の約2割を占める製造業の発展が不可欠であり、先端技術、脱炭素化、新型コロナウイルス感染症等による価値観の変化や社会経済の動向を踏まえつつ、半導体関連産業及び自動車関連産業に続く「第3の柱」となる新たな産業群を創出していくことが重要である。

そのため、県では、空港周辺地域を拠点に「知の集積」を図り、熊本の強みであるライフサイエンス分野*を中心とする新たな産業群の創出に取り組むこととし、この取組みの名称を「UX(ユーエックス)プロジェクト」(以下「本プロジェクト」という。)とした。

※本プロジェクトでは、医療、介護、健康、食、ビューティ、スマート農業等の分野を指す

本業務は、これらの計画に掲げた取組みを推進することにより、基本計画において本プロジェクトの目指す姿とした「ライフサイエンス分野の強みを活かした、県内産業の『第3の柱』の創出」の実現を支援するものである。

3 委託期間

契約締結日から令和7年(2025年)3月14日(金)まで

4 委託業務内容

委託業務の内容は次の各項目のとおりとし、基本計画及び実施計画に掲げる具体的な取組み(プレーヤー、ネットワーク、コンテンツ、フィールド、データ、ハコ)の推進に資するものとする。また、本書に記載の成果と同等以上の成果が得られる効果的な手法があれば、適宜委託者へ提案すること。

なお、本業務の遂行にあたり、県内企業への総合的な産業支援を実施する公益財団法人くまもと産業支援財団(以下、「財団」という。)と緊密に連携すること。

(1) プレーヤー等の集積及びネットワーク形成

多種多様な人材（プレーヤーやサポーター*など）の集積やネットワーク形成につながる以下の取組みを実施すること。

※プレーヤー：自らが持つ技術やサービスを活かしてライフサイエンス分野での事業化展開を目指す企業、起業家等

※サポーター：プレーヤーを支援する企業、団体、個人等

① 会員登録制度を核としたネットワーク形成

現在運用している「UXメンバーシップ制度」について、次の要素を含む充実化策を検討し、導入・運用すること。また、登録者間相互または登録者と県内外の事業者などとの連携・協業につながるマッチングやネットワーク形成、資金供給機能を含む継続的な産業支援体制の検討・構築等を実施すること。

ア プレーヤーのフェーズに応じた支援

イ サポーター等の支援体制の構築

ウ 実証実験に必要となるモニターの確保

② イベントの開催

本プロジェクトの推進に資するイベントや、令和6年度（2024年度）の本プロジェクトの成果報告会の開催またはその支援を行うこと。

③ 専用ホームページやSNSの運用及びパンフレット等の製作による周知・PR

本プロジェクト専用のホームページ（<https://ux-project.jp/>）やSNSを運用し、取組みを断続的に周知・PRすること。

ホームページは、ページのリニューアルも含めて検討のうえ、サイトアクセスデータの分析等を踏まえてUXプロジェクトの趣旨や取組みを効果的に発信する運用を行うこと。SNSは、各種媒体の特性に応じ、UXプロジェクトのターゲットとなるプレーヤー、サポーター等に訴求し、情報の拡散やフォロワーの増加に効果的な運用を行うこと。

なお、ホームページプラットフォームはWordPressとし、これらの業務の遂行に必要なアカウント情報やホームページサーバー（システムやソフトウェア等の保守・運用管理を含む）は委託者が別途提供する。

加えて、本プロジェクトの周知を図るパンフレット等を製作し、取組みを周知・PRすること。

すべての媒体においてコンテンツの内容・構成・デザインの統一性及び一貫性を確保するとともに、県が別途選定するUXプロジェクトにかかる全ての受託者と連携すること。

また、委託者が別途実施する海外スタートアップ企業招へいイベントや、本県の経営者等で構成される団体等と連携すること。

(2) 社会課題の解決等につながる実証実験の伴走支援

ライフサイエンス分野における本県の社会課題の解決や県民生活の質の向上、さらに

は本県の産業振興につながる取組みを県内外の事業者から7件程度選定したうえで、それらの事業者による実証実験を伴走支援すること。実証実験に係る伴走支援は次の要素を含むものとする。

なお、実証実験において事業者が取得したデータ等については、受託者においてとりまとめ、委託者に提出すること。

- ア 最大200万円の経費支援
- イ 県内公共施設、協力企業が有する施設などの実証実験フィールドの斡旋
- ウ 実証実験モニター募集支援、実証実験に係る各種調整等
- エ 事業内容のブラッシュアップ
- オ 実証事業のPR支援
- カ その他委託者が必要と判断する支援

(3) 空港周辺地域におけるフード・アグリテック等に係る産学連携の推進への支援

県内におけるライフサイエンス分野での新産業創出に向け、空港周辺地域でのフード・アグリテック等に係る産学連携を推進するため、関係機関において行われる、大学と県内企業等を対象にした研究会等について、委託者や関係機関と協議の上、支援すること。

(4) 「Pre-UX イノベーションハブ」の運営及び「UX イノベーションハブ」の整備

① 「Pre-UX イノベーションハブ」の運営

人的・技術的交流拠点施設「Pre-UX イノベーションハブ」において、プレーヤーやサポーター等が恒常的に交流し、マッチングや連携・協業につながる機能を構築しつつ、本施設の来館者数1,500人(事務局・スタッフ除く)を目標値とし、運営を行うこと。その際、テクノリサーチパーク及びその周辺の賑わいの創出にも寄与するよう、民間や地方自治体主催によるイベント等の開催の促進や展示機能のPR、施設の認知度向上やニーズの把握に取り組むこと。

また、施設利用者等との積極的なコミュニケーションによりニーズを把握することで、利用者が必要とする取り組みや新規利用者を誘引できる取り組みを企画し実施すること。定期的に施設利用者への満足度調査を行い、運営における改善点を分析し県に報告すること。

なお、運営に当たっては、委託者が別途選定する「令和6年度(2024年度)Pre-UX イノベーションハブ管理業務委託」受託者と連携すること。

② 「UX イノベーションハブ」の整備に向けた事業者選定の支援

委託者がテクノリサーチパーク周辺に整備予定の「UX イノベーションハブ」について、本施設を整備する民間事業者選定の支援を行うこと。具体的には、委託者において行う「UX プロジェクトの推進に資する施設整備の提案」の公募について、当該事業者の募集から契約締結に至るまでの一連の手续や協議に関する支援を行うこと。

(5) UX 投資制度活用への支援

UX プロジェクト実証実験サポート事業一次審査通過者（過年度も含め）の中から、財団の投資対象となりうる事業者を選定し、財団に対し事業内容の情報提供を行うこと。事業者から財団の伴走支援の状況をヒアリングし、県へ報告すること。

(6) UX コーディネート業務（伴走支援）の実施

過去の UX プロジェクト個別プログラムに採択された事業者を対象に事業化へ向けたコーディネート業務（伴走支援）を実施すること。当該業務を行うにあたり、コーディネーターを配置し、活動の管理や支援を行うこと。また、コーディネーターの活動状況・成果を整理し、適宜委託者へ共有すること。

① 過去の UX プロジェクト個別プログラムに採択された事業者のニーズ把握

過去の UX プロジェクト個別プログラムに採択された事業者及び委託者が指定する事業者へヒアリングを行い、事業化に向けた課題や支援ニーズを把握すること。なお、過去の UX プロジェクト個別プログラムとは、以下のプログラムをいう。

- ア 令和3年度 UX プロジェクト パイロットプロジェクト（健康分野）
- イ 令和3年度 UX チャレンジプログラム
- ウ 令和4年度 UX チャレンジプログラム
- エ 令和4年度 UX プロジェクト 農業実証実験サポート事業
- オ 令和4年度 UX プロジェクト 実証実験サポート事業
- カ 令和5年度 UX プロジェクト 実証実験サポート事業

② UX コーディネート業務における支援対象事業者案の作成

①で行ったヒアリング結果を分析考察することにより、コーディネーターの支援対象事業者案を委託者と協議のうえ作成すること。

③ UX コーディネート業務の実施（コーディネーターの配置及び伴走支援）

支援対象事業者の伴走支援を行うコーディネーターを委託者と協議のうえ配置すること。コーディネーターは、財団等の関係機関と連携したうえで、支援対象事業者の事業の進捗管理、事業計画等作成支援、事業に対する各種助言、マッチング等を行う。期初に、コーディネーターと対象事業者において事業化へ向けた目標を設定し、達成状況について県に報告をすること。

また、「令和6年度（2024年度）Pre-UX イノベーションハブ管理業務委託」受託者等と連携し、プレーヤー、サポーター等の呼び込みやネットワーク形成に資する交流機会の提供等の取り組みを実施すること。

なお、コーディネーターの主な活動拠点は Pre-UX イノベーションハブとし、事業者間の協業・連携につながるネットワーク形成を図ること。

(7) UX プロジェクト実施計画（第2期）（案）の策定支援

「UX プロジェクト基本計画」に基づき、令和7年度（2025年度）から令和9年度（2027年度）までのより具体的な取組内容を定める「UX プロジェクト実施計画

(第2期) (案)」(以下、「第2期実施計画 (案)」という。)の策定を支援すること。

- ① 「UX プロジェクト実施計画 (第1期)」(以下、「第1期実施計画」という。)に基づく取組の評価

第1期実施計画に基づく取組の実施状況を整理し、国・他県の動向等を踏まえて検証・評価すること。

- ② 第2期実施計画 (案) 策定へ向けた調査

産官学金の分野におけるプレーヤー、サポーター等に対し、ヒアリングを行い UX プロジェクトに対するニーズを調査すること。

なお、過去の UX プロジェクト個別プログラムに採択された事業者 (本仕様書 (6)

- ①参照) にはすべてヒアリングを実施すること。

- ③ 第2期実施計画 (案) 策定に向けた基礎資料の作成

①～②の評価及び調査を踏まえ、受託者にて第2期実施計画 (案) において策定する施策の方針案を検討し、それらを取りまとめた「第2期実施計画 (案) 策定に向けた基礎資料」を作成すること。

- ④ 有識者会議の運営支援

第2期実施計画 (案) 策定にかかる有識者会議の運営を支援すること。なお、会議を構成する委員は委託者が選定する。

ア 会議開催の準備 (資料作成等)

イ 会議への参加及びファシリテート

ウ 議事録の作成

エ その他会議運営に付随する事務の補助

- (8) その他上記 (1) ～ (7) に付随する業務

5 委託業務に係る経費

上記「4 委託業務内容」に掲げる業務を行うために必要であり、かつ受託者が通常業務との仕分けが可能な次の経費とする。

なお、委託料の支払いに当たっては、活動実績に基づき精算するので留意すること。

- (1) 旅費

- (2) 人件費

直接従事した時間に相当する金額のみとする。また、時間外労働 (残業・休日出勤等) については、事業内容から判断し必要不可欠な場合のみとする。

- (3) 各種イベント等開催経費

講師への謝金・旅費、会場使用料、資料作成費、消耗品費等

- (4) 広報費

本プロジェクトの周知、プレーヤー等集積に資する効果的なPRを行うための媒体を

作成・利用するための経費

(5) 委託費

イベント開催補助、広報媒体の作成、専門家利用など、本事業の実施に必要な業務の一部を委託する場合の経費

※業務の大部分の委託は認められない。また、業務の一部を委託する場合は、あらかじめ委託者の承認を得ること。

(6) その他経費

本事業の実施に直接必要な経費（旅費、謝金、会場使用料、消耗品費、通信運搬費、実証実験に係る経費（検査・分析費、資材購入費等）、その他特に必要と認められる経費

(7) 一般管理費

上記（1）～（6）の経費の合計額の10%以内の額

6 成果品の提出等

提出する成果品は以下のとおりとし、紙媒体及び電子データ（ファイルフォーマットは可能な限り Microsoft Office2016 形式とすること。）で提出すること。また、成果品の提出後に訂正事項等があった場合は、委託者の指示に従い、速やかに訂正のうえ再提出すること。

- (1) 業務完了報告書（A4判）
- (2) 実証実験等を通じて企業等が収集したデータ類
- (3) UX コーディネート業務における支援対象事業者案
- (4) 第2期実施計画（案）策定に向けた基礎資料
- (5) 本業務を含む本プロジェクトによる取組みの内容や成果等を整理した資料（実施計画に掲げた各 KPI の進捗状況を含む）
- (6) 各種調査資料及びバックデータ
- (7) 会議・打ち合わせ議事録
- (8) その他、本事業に付随して作成・収集した資料やデータ等で委託者が必要と認める資料

7 参考資料の提供

本業務の履行に際し、委託者は受託者の求めに応じ、以下の資料を提供する。

- (1) 新しいくまもと創造に向けた基本方針
- (2) 第2期熊本県まち・ひと・しごと創生総合戦略
- (3) 熊本県産業成長ビジョン
- (4) 新大空港構想
- (5) UX プロジェクト基本構想／基本計画／実施計画
- (6) UX プロジェクト計画策定会議資料・議事録
- (7) UX イノベーションハブ基本構想（案）（令和5年（2023年）12月時点）

(8) その他、委託者が本業務の履行に際し必要と認めるもの

8 その他

- (1) 受託者は、本業務を遂行するにあたり、関連の法令及び条例並びに基本仕様書を遵守するとともに、委託者の意図及び目的を十分に理解したうえで、適正な人員を配置し、正確に業務を行わなければならない。
- (2) 本業務の遂行にあたっては、委託者と十分に協議を行い、委託者の意見や要望を取り入れながら実施すること。
- (3) 受託者は、業務の進捗に応じて、定期的に報告を行わなければならない。
- (4) 委託者は、受託者の業務遂行に必要な資料等の収集に協力することとする。受託者は委託者から提供された資料等については、本業務以外の目的に使用してはならない。また、貸与資料等は業務完了後速やかに委託者へ返還しなければならない。
- (5) 業務の実施により得られた成果物、情報等については、委託者に帰属するものとし、受託者は、委託者の許可なく使用又は流用してはならない。
- (6) 本業務及び本業務に関連する業務（他の契約に基づくものを除く。）の実施にあたり発生した費用は、原則として受託者が負担するものとする。
- (7) 受託者は、本事業の実施に関する書類や会計帳簿等の整備し、事業完了後においても5年間保存すること。
- (8) 受託者は、熊本県個人情報保護条例を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- (9) 基本仕様書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、その都度、委託者と協議して定める。
- (10) 本業務遂行中に受託者が委託者並びに第三者に損害を与えた場合は、直ちに委託者にその状況及び内容を連絡し、委託者の指示に従うものとする。損害賠償等の責任は受託者が負うものとし、速やかに処理するものとする。
- (11) 受託者は、業務の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。但し、委託者が必要と認めた場合は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせることができる。